

補充書

2021(令和3)年9月28日

東京高等裁判所 第4民事部口係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 矢澤昇治



原告らは、令和3年8月13日付訴状につき、また、令和3年9月14日付の被告の答弁書に対する反論の一部として、本書面を補充書として提出する。

第1 被告は、公選法第201条の9第2項にて準用する第201条の6第2項などの規定を曲解した法違背をしていること

1 氏名類推事項の曲解と強弁

原告らは、訴状において、本件西東京市長選挙法定2号ビラ(甲10)について、被告が事実を歪める意図的な抽出を行っているとして主張したのに加えて、本件法定1号ビラ(甲9)について、氏名類推事項については、「法第201条の9第2項にて準用する第201条の6第2項が当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項(以下、「氏名類推事項」と略する。)を記載したものを使用することはできない」とされ

ていることを指摘し、市選管がこの明文規定に違背したことを強調した。

原告らによる異議の申出に対して、市選管の異議申出棄却決定の理由中の判断は、「氏名類推事項」とは「一般的には候補者の氏名が直接含まれている場合に該当するものと解する」と強弁した（下線による強調は、原告ら訴訟代理人）。市選管によるこの不合理な強弁に対して、原告らは、都選管への審査の申立てにおいても、被告の「氏名類推事項」の理解が公選法の明文規定を無視したものに他ならない、と主張した。

この主張に対して、被告は、市選管の理解を踏襲し、「氏名類推事項とは、一般的には候補者の氏名が直接含まれている場合に該当するもの」と結論づけた。

2 被告の氏名類推事項に係る不合理かつ理不尽な主張について

被告は、「氏名類推事項」の曲解に基づき「これを本件法定ビラの記載についてみると、「新しい市長には前副市長を」及び「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」の文言には、ともに池沢候補及び平井候補の氏名が直接含まれていない。よって、両記載については、池沢候補及び平井候補それぞれの氏名類推事項には該当しないものと判断したのであるが、原告らは、被告による判断が不合理かつ理不尽であるといわざるをえない。

被告の答弁書には、「イ 本件法定ビラ1号及び2号についてみるなら、いずれも池沢候補及び平井候補の氏名ないしその一部も含まれているものではない。また、本件法定ビラ1

号の記載も、単に「前副市長」と役職名が記載されているものである他、本件法定ビラ2号の記載も「逗子」と単なる一般的な地名に留まっているものである。」との記述がある。

確かに、本件法定1号および2号ビラには、池沢たかしと平井竜一という両候補者の氏名とその氏名の一部が記載されていない。しかし、これらの本件法定ビラの記載には、西東京市の市長候補者を容易に特定できる重要な表現が記載されている。すなわち、本件法定1号ビラ中の「前市長」の文言は、役職名ではない。被告訴訟代理人弁護士は、「副市長」職と「前副市長」を混同しているようである。市の行政組織上の副市長職は、役職名であるが、「前副市長」は、役職名ではなく、池沢たかし候補者個人が市長立候補直前まで、8年間体験してきた経歴を示す表現である。また、本件法定ビラ2号に記載される「逗子」も単なる一般的な地名に留まっているものでない。平井候補に係る「逗子のリベンジ」に係る記載は、過去12年「逗子」市長を務めてきた業績に裏付けられた意味のある自治体「逗子」市の名称なのである。

まさしく、これらの記載は、公選法201条の9第2項にて準用する第201条の6第2項が明記する「特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項」に該当するといえることができる。本件法定ビラの内容には、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載されているのであり、本件選挙は、公選法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ものである。被告による氏名類推事項に係る主張は、そもそも日本語の基本的な読み方の欠落、また

は、公選法第205条第1項所定の意図的な穿った文理解釈に起因するものといえるのである（甲57、2（2）イ）。

3 有権者が候補者の経歴や地名を容易に知り得ること

被告は、「これらの記載から池沢候補及び平井候補の氏名を類推するためには、少なくとも前提として池沢候補が前西東京副市長であったこと、平井候補が元逗子市長であり、「逗子」との地名と関連性を有することを予め知っている必要があるものである。」と主張するが、この主張も理由がない（答弁書、16頁 イ）。投票権者は、両市長候補者が立候補の告示前後から、少なくとも投票日までに、選挙公報や、ポスター、本件法定ビラなどの媒体から、候補者に係る情報を入手している、また入手できるのである。平井候補が元逗子市長であることは、有権者にとって容易に入手できる情報であると考ええる。この主張も取って付けたようなもので、全く理由がない。

さらに、被告は、続けて、「もっとも、本件選挙の選挙人がどの程度この前提を認識していたかは明らかではなく、これらの記載が周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項とまでは客観的合理的に認められないものというべきである。」という。被告が、西東京市市長選挙における選挙人の立候補者にかかる認識の程度について不明であると述べながら、何を根拠に、「これらの記載が周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項とまでは客観的合理的に認められないものというべきである」と主張できるというのか。原告らは、むしろ本件訴訟を提起した原告らが、立候補者についていかなる認識をしていたかは、諸処として提出し

たそれら7名の陳述書を一見するならば、被告の認識が誤りであることを知りうるのである。

4 補論

被告は、氏名類推事項とは、氏又は名、職名、通称あるいは何某後援会等、周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項と解されるという。確かに、具体的認定は個々の事実に即して行うよりほかないであろうが、被告が引用する、「氏又は名を明示せず「〇〇党総裁」「〇〇県支部長」等肩書程度を記載することは、場合により、許されるものと解される」として、その根拠となる文献を引用する。しかし、安田充・荒川敦編著(2009)『逐条解説公職選挙法(下)』ぎょうせい1531頁に記載された「氏又は名を明示せず「〇〇党総裁」「〇〇県支部長」等の肩書程度の記載であったとしても、「西東京市前市長」の記載のように、その記載により人物が特定されるときには、たとえ肩書きでも許されないといわなければならない。

5 被告の行為が職権乱用による自由妨害罪(公選法第226条)にも該当すること

原告らは、被告が公選法第201条2項などを曲解して、「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。」というような文言によって、平井候補を彷彿させるネガティブ・キャンペーンを内容として包含する本件法定2号ビラに加えて、本件法定ビラ1号において、「前市長」の記載が役職名にとどまるとして、形式的な要件としての「氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない」(公選法第2

01条の9第2項が準用する公選法第201条の6第2項)に該当しないとして、受理したが、この判断は誤りである。

被告は、本件法定ビラが一見して氏名類推事項に該当することが判断できるのでこれらを受理すべきでないにもかかわらず、これを漫然として受理したと云わざるをえないとして、原告らは、被告の行為が職権乱用による自由妨害罪（公選法第226条）にも該当すると主張したのである。しかるに、被告は、市選管が一見すれば違法であると判断できる、「明日の西東京を創る会」という確認団体により届けられた本件法定ビラに記載された氏名類推事項が公選法に違反する旨を伝えることもなく漫然と受理して、この本件法定ビラを有権者に頒布せしめることを許容したのである。

被告は、「自治省(現総務省)要件事実例において、法定ビラ届出の際に特定の候補者の氏名(氏名類推事項を含む)があった場合においても、公選法の規定に違反する旨を伝えるものの、届出を拒否することができないため、確認団体が提出の意思を撤回しない限りは届出を受理せざるを得ないとされていること(乙2号証)(以下、略)」と記載しているので(答弁書、9頁(4))、この事項について、反論する。

まず、被告が引用する選挙制度研究会が編集したとされる『選挙関係実例判例集』なる書物の氏名類推事項に係る記載は、内実を見るに、判例ではなく、部内で確認されたものにすぎず、そもそもそれがこの事項の規範となりうるかが問題となる。同書のこのページでは、警察庁質疑や、政党あて電話回答、また、部内確認などと様々であるが、到底公選法の

氏名類推事項の規範となりえないと思量される。第2に、この届出ビラの氏名類推事項の禁止に関する了解が是とされるとしても、池沢候補の確認団体が本件法定ビラを被告に届け出たときに、被告は、本件法定ビラの内容が確認団体に公選法第201条の6第2項に違反する氏名類推事項が記載されていることを伝え、そして、確認団体に届出意思の撤回を求めた形跡がない。被告および市選管は、到底、公選法の定める義務を果たしたということができない。第3に、池沢候補の確認団体が公選法第201条の6第2項に違反するビラを届け出たとしても、連座制も存在せず、違反者の軽微な処罰で事が済まされるとすれば、公選法の求める目的は瓦解することになるであろう。このような事態に対して有権者は救済される方途を見いだせない。であるとすれば、候補者が認める確認団体が氏名類推事項の禁止を承知しながら公然と公選法に違反する挙に出て立候補者を明示し、また、この団体による他の公選法に違反する行為があることが確認される場合、すなわち、相手方候補者に対する中傷をも意図する西東京市長選挙の本件法定2号ビラを配布また頒布して、被告が事実を歪める意図的な抽出を行って選挙の中立性また公平性が損なわれるときには、司法による救済の方途が与えられるべきである。最高裁昭和61年2月18日判決は、このような趣旨に理解されてしかるべきである。

第2 被告による池沢候補の確認団体により配布された本件法定ビラの枚数すら補足していないこと

1 被告が本件法定ビラの枚数を明らかにしないこと

被告は、本件法定ビラ2号につき、公選法違反が認められないものであり、本件選挙において、本件法定ビラ2号により、最高裁昭和61年2月18日判決に拠り、「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態を生じた場合」にも当たらないとする（答弁書、18頁6（1））。また、「本件法定ビラ2号の記載は、選挙人の投票行動を決定する一要素となる可能性があるものに過ぎないものである。」とも主張する。池沢候補の確認団体は、本件法定1号ビラと同2号ビラの配布また頒布が、投票行動の決定の一要素に過ぎないと過小評価をしながら、実は、配布また頒布されたビラの枚数を明らかにしないのである。

2 市長選において配布また頒布された本件法定ビラの印刷枚数について

被告は、市長選において配布また頒布された本件法定ビラの印刷枚数、頒布方法ごとの頒布枚数を確認するために、令和3年3月22日付けの「物件の提出について（依頼）」と題する文書で池沢候補の確認団体である「明日の西東京を創る会」の指田純代表に提出を求めた（甲54）。しかるに、この提出依頼は、無視される結果となった。やむなく、被告は、「本件法定2号ビラが配布ないし頒布された枚数につき、本件法定ビラに係る新聞折り込みに関与した広告代理店に聴き取りを行ったところ、配布枚数は3万7750枚であるとの口頭での回答は得たものである。」との記載がある（答弁書、20頁イ）。そして、被告自らは、「原告らが主張するポスティングの事実

および枚数については客観的根拠も存在せず、この方法による具体的な配布枚数は不明である。」と認めているのである。要するに、市選管も被告も、新聞折り込み及びポストイングにより配布また頒布した本件法定ビラの枚数すら把握していないのである。およそ、市選管も被告も本件選挙を管理できた組織とはいえないのである。

ところが、被告は、驚くべき主張を重ねるのである。すなわち、「新聞折り込み及びポストイングの方法により本件法定ビラ2号が配布されたとしても、これらの配布を受けた者が内容を確認せずに廃棄する場合も合理的に想定されることからすれば、本件選挙において本件法定ビラ2号の内容を確認した選挙人の数は、客観的合理的に認定することはできないものである」という。被告のこの事項に係る主張は、新聞折り込み及びポストイングにより配布また頒布した本件法定ビラの枚数の問題を本件法定ビラ2号の内容を確認した選挙人の数にすり替えたに過ぎない。

3 原告らにより調査された本件法定ビラの枚数

2021年3月に、原告らが本件法定ビラの新聞折り込みの枚数を調査した所、同年2月1日現在世帯数が100,213であり、新聞折り込みに係る配布業者、配布枚数ならびに配布日は、甲22の記載のとおりである。新聞紙は、朝日新聞、読売新聞、産経新聞ならびに毎日新聞である、折り込み日は投票日の前日である同年2月6日である。原告らからは2月5日も、また、東京新聞にも折り込まれたと陳述しているが（甲48「陳述書（増田恵津子）」）、これらの新聞折り

込み枚数の合計は、28,900枚である。この調査は必ずしも網羅的でないが、一応の新聞折り込み枚数を示すと推測される。

4 新聞折り込みに加えて行われたポスティング

確認団体による本件法定ビラの配布また頒布は、有権者宅へのポスティングによっても行われた。いかほどの世帯にどれだけの枚数が配布または頒布されたかは定かでない。これは、池沢候補の確認団体「明日の西東京を創る会」が市選管委員会から提供を求められた本件法定ビラの印刷枚数、頒布方法ごとの頒布枚数に係る情報を開示することを拒否したからに他ならない。この確認団体は、これらの情報を開示できない事情と理由があったと推測される。公正また中立した選挙活動を実践すべき団体が、自らの選挙活動の透明性を隠蔽することの問題性を指摘しなければならない。

原告らの中には、複数回のポスティングがあったと、池沢候補の確認団体は配布可能な西東京市のすべての世帯にポスティングされたのではないかと陳述する者も存在する。

加えて、原告らの中には、池沢候補の確認団体に加えて、同人を支持する政治政党の者達が個別訪問して、本件法定ビラを頒布している様子を見聞したことを仄聞したと陳述する者もいることを付記する（甲54「陳述書（木村聡志）」）。

5 本件法定ビラの配布また頒布が市長選挙に及ぼす影響

被告が黙認した池沢候補の確認団体による本件法定1号ビラは、被告が公選法第201条の9第2項が引用する公選法第201条の6第2項などを曲解して、「前市長」の記載が役

職名にとどまるとして、形式的な要件としての「氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない」には該当しないと判断したことについては、既述したとおりである。さらに、被告が公選法第201条2項などを曲解して、「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。」というような文言によって、平井候補を彷彿させるネガティブ・キャンペーンを内容として包含する本件法定2号ビラを認容するにより、事実を歪める意図的な抽出を行ってきた。

このような池沢候補の確認団体による公選法の趣旨と目的からの逸脱、また、被告の本件法定ビラに違法性の判断に係る曲解が本件選挙に悪しき甚大な影響を及ぼし、有権者に事態を回復する方途がないときには、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは、選挙を無効としなければならないことも考えられてしかるべきである。選挙人は、必ずしも違法行為をした者を処分することに何らの期待をしていない。むしろ、選挙のやり直しがこの事態を回復する最善の方途であろう。原告らは、最高裁昭和61年2月18日判決がこのような趣旨を明確に言明したと理解する。

第3 原告らにより提供された陳述書が語ること

本補充書を結ぶに及び、原告らから寄せられた陳述や意見の一部を総括して、結びとする。

池沢候補の確認団体による本件法定ビラは、2種類ある。本件法

定1号ビラは、池沢候補が「前市長」であるとの知名度を前面に出し、有権者に池沢候補への投票を求めるものである。本件法定2号ビラは、相手方候補者である平井候補の「不利益とみられる箇所」だけを公器である日刊紙から一部を抜き出しして、その信用性を悪用して、平井候補に対して「悪印象」を植え付けることに終始した。このように「悪質ヘイトビラ」である本件法定ビラを新聞折り込みまたポスティングすれば、有権者は容易に平井候補に悪印象を抱くであろうと確信し、その結果、平井候補に投票することを断念するに違いないと高を括ったものであり、西東京市民を冒瀆するものに他ならない。

公選法に基づき、実施される選挙の中立・公平性を実現する任を負う市選管が、本件市長選挙において、そもそもその設置目的や機能を果たしたかは疑わしい。むしろ、市選管は、公選法の明文規定を曲解してまで、対立候補者の一方に加担したことを知りえた。市選管は、公選法の「氏名類推事項」の規定が「掲示または頒布する文書図画における候補者の氏名または氏名類推事項の記載」を禁止するにもかかわらず、池沢候補の「前市長」の記載は池沢候補の直接的な氏名の記載がないので、違法ではないと解釈したというのだ。驚きに値する、法解釈である。本件法定2号ビラも、原告らが訴状において強調したように、事実と反する事項を並べて、平井候補を冒瀆するものであると確信できた。

こうして市選管および都選管の本件法定ビラへの対応は、公選法に規定、精神ならびに目的を遵守せず、形式的な審査に流れて、本来なすべき職責や機能を発揮しなかったといえることができる。わが国においては、「公平な選挙」の理想は、既に画餅であるとい

うことができる。

さらに、本件のごとき違法な内容の法定ビラが選挙期間の初期に配布またポスティングすると、その内容の真偽が調査され、その悪質さ、違法性が露見するので、それを見越して調査不可能な投票日間際に（2月4日に市選管に届出し、投票日前日の6日）新聞折り込みによる配布、また、ポスティングすることにより、時間の制約とビラの内容の悪質さにより平井候補に決定的なダメージを与える目論見でなされたものである。このような内容において違法なかつ悪質な内容の狡猾で卑劣な法定ビラの悪用を許容するすれば、到底、「公平・中立な選挙」を実現することは、困難かつ不可能となる。もし、平井候補に本件法定ビラの内容の違法性や真偽を確認する余裕のある時間が与えられ、それに反駁できたとすれば、選挙の結果にも「異動」をきしたといえるであろう。

そして、本市長選挙にあたり、市選管委員会が池沢候補の確認団体である「明日の西東京を創る会」により届けられた違法な本件法定ビラを曲解して強弁し合法化し、また、内容においても事実と反する本件法定ビラの流布を許容していることも断罪の対象となる。また、被告も市選管の判断を鵜呑みにして、自らなすべき職務の遂行を懈怠したことは、職権濫用による選挙の自由妨害罪に該当するといわなければならない。

原告らは、「公平な選挙」を実現することを祈念するものである。しかるに、その実現を求めたにもかかわらず、市選管と被告は、何一つとして、具体的な対応をすることがなかったのである。こうした狡猾かつ卑劣な本件法定ビラの悪用を市選管や被告が見逃し許容することが常態化するならば、また、このような「法定ビ

ラ」の利用や届出のあり方が模倣して蔓延り、選挙の当否に影響を及ぼすならば、原告らを含む有権者が祈念する「公平な選挙」などは望むべくもなく、わが国における民主政治の基礎は瓦解するであろう。

原告らは、市選管と被告に、本件法定ビラの違法性や悪質性についての再判断を求めたが、その要請には事態を改善し「公平な選挙」を実現するための足がかりとなる何らの対応がなされなかった。残された救済手段は、司法であり、本件訴訟を提起することであった。請求の趣旨に記載した判断を求める。

第4 意見陳述の機会を求めること

終わりに、原告らは、原告らから推挙され、陳述書の提出をした者2名（原告 山口あずさと森輝雄）に各自10分程度の意見陳述の機会を求めるものである。

以 上